議案第83号

武蔵野市職員定数条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年12月２日

提出者　　武蔵野市長　小美濃　安　弘

武蔵野市職員定数条例の一部を改正する条例

武蔵野市職員定数条例（昭和24年７月武蔵野市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
（職員の定数） 第２条　職員の定数は、次に掲げるとおりとする。ただし、兼任者、併任者、休職者、育児休業者及び地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に定める公務上の災害又は通勤による災害により引き続き90日を超える期間の欠勤者（以下「公務災害等による欠勤者」という。）並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17（同法第292条において準用する場合を含む。）の規定により派遣した職員、公益的法人等への武蔵野市職員の派遣等に関する条例（平成14年３月武蔵野市条例第２号）第２条の規定により派遣した職員及び外国の地方公共団体の機関等に派遣される武蔵野市職員の処遇等に関する条例（平成５年３月武蔵野市条例第４号）第２条の規定により派遣した職員（以下これらを「派遣職員」という。）は、定数外とする。	（職員の定数） 第２条　職員の定数は、次に掲げるとおりとする。ただし、兼任者、併任者、休職者、育児休業者及び地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に定める公務上の災害又は通勤による災害により引き続き90日を超える期間の欠勤者（以下「公務災害等による欠勤者」という。）並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17（同法第292条において準用する場合を含む。）の規定により派遣した職員、公益的法人等への武蔵野市職員の派遣等に関する条例（平成14年３月武蔵野市条例第２号）第２条の規定により派遣した職員及び外国の地方公共団体の機関等に派遣される武蔵野市職員の処遇等に関する条例（平成５年３月武蔵野市条例第４号）第２条の規定により派遣した職員（以下これらを「派遣職員」という。）は、定数外とする。	

(1)　市長の補助機関である職員（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第１項の福祉に関する事務所の職員を含む。）　735人	(1)　市長の補助機関である職員（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第１項の福祉に関する事務所の職員を含む。）　844人	字句の改正
(2)　水道部の職員　39人	(2)　水道部の職員　30人	字句の改正
(3)　教育委員会の事務局の職員及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員　84人	(3)　教育委員会の事務局の職員及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員　99人	字句の改正
(4)　議会の事務局の職員　12人	(4)　議会の事務局の職員　13人	字句の改正
(5)　（略）	(5)　（略）	
(6)　監査委員の事務局の職員　６人	(6)　監査委員の事務局の職員　７人	字句の改正
(7)　（略）	(7)　（略）	
計　876人（うち９人（兼任））	計　993人（うち９人（兼任））	字句の改正
２及び３　（略）	２及び３　（略）	

付　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（提案理由）

第９次職員定数適正化計画を踏まえて適正な職員定数とするため、所要の改正をするものである。